

## 役員及び評議員並びにその他の委員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び22条の規定に基づき、役員及び評議員並びにその他の委員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 役員とは、定款第16条による者をいう。

2 評議員とは、定款第5条による者をいう。

3 その他の委員とは、下記の委員をいう。

- ・評議員選任・解任委員
- ・入居検討委員

4 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

5 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員並びにその他の委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 役員及び評議員並びにその他の委員が理事会、評議員会、各委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

4 役員及び評議員の退任に際して、別表3のとおり慰労金を支払うことができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 全理事の報酬総額は、年間120万円を超えない範囲とする。

2 全監事の報酬総額は、年間40万円を超えない範囲とする。

3 その他の委員の報酬総額は、年間20万円を超えない範囲とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員並びにその他の委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員その他の委員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を別表2のとおり支給することができる。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成 2 9 年 6 月 3 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表 1（日額）

| 会 議 出 席 | 古河市内       | 古河市外         |
|---------|------------|--------------|
| 理 事 会   | 7, 0 0 0 円 | 1 0, 0 0 0 円 |
| 評 議 員 会 | 7, 0 0 0 円 | 1 0, 0 0 0 円 |
| その他委員会等 | 7, 0 0 0 円 | 1 0, 0 0 0 円 |

別表 2（日額）

| 宿泊費          | 報 酬          | その他 |
|--------------|--------------|-----|
| 2 0, 0 0 0 円 | 1 5, 0 0 0 円 | 実 費 |

別表 3（慰労金）

|       |  |
|-------|--|
| 慰労金の額 | 1 0 0, 0 0 0 円 + 就任期間（年）× 1 0, 0 0 0 円 |
| 支払い時期 | 退任後 3 0 日以内                            |